

7 資 審 第 75 号
令和8年2月27日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準の変更について（答申）

令和8年2月12日付け7消安第6531号をもって諮問のあった標記の件について、諮問のとおりの内容で変更するのが適当である。